

第三者加害行為(交通事故)によるケガの治療を受けるとき

直ちに共済組合に連絡してください

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合、その治療費に要する費用の負担は加害者であり、組合員証や被扶養者証を使用して治療を受ける必要はありませんが、組合員や被扶養者の過失が多かったり、重症等で治療費等に不安がある場合などの理由で、組合員が共済組合に申し出れば組合員証や被扶養者証を使用(医療機関に提示)して治療を受けることができます。

この場合、治療費等の原則3割を組合員が負担し、7割を共済組合が負担することになりますが、共済組合が負担した治療費等は、組合員から共済組合に提出していただく「事故報告書」、「損害賠償申告書」等に基づき、後日、共済組合から加害者に請求することになります。

次の「注意」事項を守っていただけなかった場合、共済組合が負担した治療費等の7割分を加害者に請求できなくなることがあります。この場合は、組合員に請求することになることがありますので、ご注意ください。



次の事項に注意してください

- ① どんな小さな事故でも警察に連絡し、事故の確認を行うこと
- ② 運転免許証、車検証等で、相手等を確認すること
- ③ どんな軽いけがでも、必ず、医師の診療を受けること
- ④ 相手の主張に容易に同意し、物損事故扱いにしないこと
- ⑤ 治療が終了しない間は、示談を急がないこと



自転車にはなられケガをした場合も同様です。ご注意ください!!

共済組合に事故の概要を連絡してください(次の事項を)

- ・ 所属所名(所属所コード)
- ・ 組合員証番号
- ・ 組合員氏名
- ・ 被害者氏名(続柄)
- ・ 事故日
- ・ 治療を受けた病院名
- ・ 事故の状況

組合員証、被扶養者証を使用した場合は、必要書類を提出してください。

治療が終了した場合、また治療が長引く場合についても、治療等の経過報告書を提出してください。その際、示談等が終わっていれば、「示談書」及び医療費に受けた補償額の明細書の写しも添付し、提出してください。**示談を行うときは、慎重に!!**

交通事故以外の第三者加害行為事例

- ① 食中毒が原因で傷病となった場合
- ② けんか等によりケガをした場合
- ③ 飼い犬に噛まれてケガをした場合

平成29年1月25日に御坊市で発生した学校給食における集団食中毒が原因で医療機関等において治療を受けた方の医療費について、先般、所属所長あて通知し、報告書を提出していただいているところです。
なお、左記②・③については、まず、加害者とよく話し合ってください。

公務又は通勤途上のケガ・病気等の治療を受けるとき

地方公務員の公務上・通勤途上のケガや病気については、地方公務員災害補償基金による給付が受けられるため、組合員証を使用して治療を受けることができません。

ケガや病気が公務又は通勤途上のものであるか明らかでない時点において、一時的に組合員証を使用する場合は、共済組合に、至急、連絡してください。

この場合、「事故報告書」を提出していただきます。

「公務災害」と認定された場合は、直ちに組合員証の使用を中止(受診中の医療機関に連絡)してください。

組合員証を使用した治療中に、「公務災害」と認定された場合は、これまでの治療費に係る3割分に対する「一部負担金払戻金」等については、組合員から返還していただきます。